

仕 様 書

1 件名

令和6年度オンライン商談プラットフォーム「Tokyo Tourism Connection」の企画・運営業務委託

2 目的

東京都（以下「都」という。）及び公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）では、都内観光関連事業者（以下「都内事業者」という。）への支援強化の一環として、オンラインでの商談用プラットフォーム Tokyo Tourism Connection（<https://tokyotourismconnection.jp/> 以下「TTC」という。）を活用し、都内事業者が海外現地の観光関連事業者（以下「現地事業者」という。）とのネットワーク構築を図る機会を提供するとともに、旅行先としての東京の魅力を具体的かつ効果的に発信する。

本事業では、現地事業者の TTC 登録を促進し、訪都旅行商品造成及び販売促進を図るため、オンラインイベントを実施する。また、本イベントの実施により TTC のコンテンツを充実させることで、その有益性の認知度を高め、より積極的な活用につなげる。現地事業者による都内事業者への積極的なアプローチを実現し、双方にとって有益なビジネス成立を本事業全体の目的とする。

3 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 履行場所

財団の指定する場所

5 全体運営

(1) 受託者は、上記第2に掲げられた事業目的の達成に向け、下記の内容について企画・実施すること。

- ア サイト移管・引継ぎ
- イ 更新及び追加コンテンツの制作
- ウ オンラインイベント等の実施
- エ 登録促進のための広告配信
- オ 保守・運営管理
- カ 事務局運営

キ 報告

(2) 都及び財団の観光プロモーションコンセプト

都は世界に選ばれる旅行地としての東京を強く印象づける「東京ブランド」の確立に向け、別紙1「東京のブランディング戦略(概要)」のとおり、ブランドコンセプトを定めた。本プロモーションの実施にあたっては、これに基づき「伝統と革新が交差しながら、常に新しいスタイルを生み出すことで、多様な楽しさを約束する街」をコンセプトとし、新たに決定したアイコン及びキャッチフレーズ「Tokyo Tokyo Old Meets New」(以下「アイコン」という。)に込められたメッセージを深く理解の上、プロモーションの実施にあたること。なお、アイコン及びキャッチフレーズについては以下を参照すること。

【東京のブランディング戦略】

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/plan/tourism/plan/branding/>

【アイコンとキャッチフレーズについて】

http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2017/04/28/07_01.html

【アイコン公式WEBサイト】

<https://tokyotokyo.jp/>

(3) アイコンの活用について

本仕様書にて規定する制作物については、TTCの認知度向上を優先するが、上記アイコンの使用が効果的である場合は、適切に使用すること。必要に応じて、アイコンデータ等は別途支給する。

(4) イラストや写真等の素材について

各制作物で使用するイラスト、写真等の素材について購入、作成、使用許可等に係る経費は全て委託料に含めること。なお、財団で管理している写真素材(<https://www.gotokyo.org/photo/ja/index> 参照)については、自由に使用可能だが、それ以外についても積極的に活用すること。

(5) 事業の運営方針・実施体制について

- ア 全体の進行管理を行うこと。作業行程表・スケジュール等(後述のオンラインイベント等実施日も含む)を作成し、財団の承認を受けた工程表に基づき業務を遂行すること。また、履行にあたっては、進捗状況を綿密に報告し、原則各工程で2回程度財団へ確認を行い都度修正指示等に従うこと。
- イ 事業の実施体制を明確にすること。窓口となる担当者を複数名設置の上、各担当者の役割分担を明確にし、財団に通知すること。
- ウ 写真や動画利用にあたっては、著作権元の承認を得るとともに、権利料や使用料等諸費用が発生する場合は、受託者が負担すること。
- エ 本委託においては、感染症等の状況や観光関連事業者の活動状況の情報収集に努

め、状況に応じた対応を行うこと。

6 委託内容

(1) サイト移管・引継ぎ

既存サイトを前年度の受託事業者（以下「前事業者」という。）から引継ぎ、運用すること。コンテンツ、デザイン、構成及び機能を含む仕様全般について、原則として従来のもを引継ぐこと。ただし後述の6.（2）で必要な場合は、改善を行うことも妨げない。

システム等の移管作業が必要な場合は令和6年5月31日（金）までに移管後のサイト公開を完了すること。移管作業期間中に既存サイトに修正・更新があった場合は最新の情報を反映すること。なお、引継ぎ・移管に係る一切の費用を本委託費に含めること。

(2) 更新及び追加コンテンツの制作

ア 契約期間中、TTC 上でオンラインイベント（商談会・セミナーを想定）を5回程度実施予定である。各イベントの受託事業者と連携の上、「What's New」及び「イベント」への各イベント情報の追加、TTC 上で登録したイベント参加人数の報告、セミナー動画・アンケートフォームの埋め込み等 TTC 上で必要な作業を行うこと。なお各イベントの運営・実施に必要な業務は、各イベントの受託事業者が行うものとする。

イ TTC の掲載記事「東京が選ばれる理由」の追加・更新作業を行うこと。また、掲載記事以外の新規コンテンツについても検討の上、掲載すること。

ウ TTC 全体のライティング、利用マニュアル、「よくある質問」について、契約期間中各1回程度、修正・更新作業を行うこと。

エ What's New（お知らせ）欄を更新した際に、TTC 登録者のうちメールでのお知らせを「受信する」設定をした登録者を対象に、自動的にニュースを配信する仕組みに改修すること。

オ 「過去のイベント映像」に、財団等が実施したセミナーのアーカイブ映像を契約期間中20本程度掲載すること。各アーカイブ映像は掲載許可期限が異なる場合があるため、掲載動画の期限管理を行うこと。

(3) オンラインイベント等の実施

現地事業者による旅行商品造成・販売のために有益な情報を提供できるよう、以下に記載の項目を踏まえて、東京の最新の魅力を伝えるウェビナーやオンラインファミトリップ等を実施すること。

なお、実施規模に関しては、令和5年度に実施をしたオンラインファミトリップの参加人数を参考にする。

・第1回オンラインファミトリップ視聴者数：20名程度

※計2回実施しており、数値はリアルタイム視聴者数の速報値である。

- ア 現地事業者にとって都内視察が容易ではないエリアを対象に、訪都・訪日旅行商品の取扱いに積極的な現地事業者に対して、ウェビナーやオンラインファミトリップ等のオンラインイベントを2回実施すること。実施の際は、海外現地市場におけるTTC登録及びイベント参加促進を図ること。
- イ 実施方法及び開催内容については、時差を考慮し参加する現地事業者が無理なく視聴できる時間帯を設定すること。
- ウ 使用言語はTTCの登録言語に則り英語を基本とするが、英語以外を利用して実施をした方が効果的な場合は、他現地語での実施も妨げない。
- エ イベント実施の際に行うであろう取材から映像配信等に係る取材先等に関する一切の許認可・届出・調整等を行うこと。
- オ オンライン上でアンケートを実施し、回答を回収、分析して報告書に含むこと。アンケートの設問は、回答者に負担の少ない簡単なものを想定している。
- カ 本事業の関係者用に、取材や配信当日の運営マニュアルを作成すること。開催概要、事務局連携体制、進行シナリオ、リスク対応などを含むこと。
- キ 記録のため、また、本オンラインイベント実施に関する都及び財団の広報活動等に用いるため、配信の様子を静止画で撮影し、画像データを納品すること。

(4) 登録促進のための広告配信

TTCの運営及び上記6(3)実施に際して、都内事業者及び現地事業者の登録を促進するため広告配信を行うこと。

- ア 対象市場の現況を踏まえて、効果的な実施日を設定し、全体のスケジュールを提示すること。
- イ 掲出にあたり適切な広告手法及びツールを選定すること。
- ウ 広告表示回数、TTCへの登録者数等のKPIを設定し、計測すること。

(5) 保守・運営管理

- ア 「個人情報に関する特記仕様」
(https://www.tevb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyo_0122.doc)を参照の上、サイバーセキュリティの確保に取り組むこと。詳細は以下の9のとおり。
- イ 別紙2「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準(改訂版)」に原則準拠すること。
- ウ GDPR(EU一般データ保護規則)に則り、対応した個人情報取扱規約、プラットフォーム利用規約、クッキーポリシーの制作・更新・掲載作業(日・英)を行うこと。作業にあたっては財団が別途契約する顧問弁護士・情報セキュリティ顧問とも連

- 携の上、受託者自身でも最新の情報収集に努めること。また Consent ツールとして、One Trust (<https://cookie.bizrisk.ijj.jp/function>) を継続して使用すること。なお、ツールのライセンス費用・相談費用は本委託の費用に含まない。
- エ 契約期間中は掲載する情報の更新を定期的に行うこと。
- オ TTC 全体を常時 SSL 化させること。
- カ 既に取得・使用しているドメイン名等、運営上継続が必要となるものの契約更新・管理を行うこと。また DNS (プライマリ・セカンダリ) サーバーを用意し、管理運営を行うこと。
- キ 閲覧者環境として、以下の一般的なブラウザで正常に動作すること。今後導入されていく OS やブラウザにも適宜対応し、以下の一覧の内容も更新すること。また、スマートフォン及びタブレット等の電子機器からのアクセスにも配慮すること。ただし、構築にあたっては PC ファーストとする。

項目	要件
PC 環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ Microsoft Edge 最新バージョン ・ Chrome 最新バージョン ・ Firefox 最新バージョン ・ Safari 最新バージョン
スマートフォンの環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ iPhone iOS17. 2. 1 以上の標準的なブラウザ (Safari) ・ Android 14 以上の標準的なブラウザ (Chrome)

- ク 受託者は TTC が適切に運用されているか、契約期間を通して確認すること。アクセス解析からサイトに問題が見つかった場合は、速やかに状況を財団に共有し指示を仰ぐこと。TTC 運営に使用するシステム等 (サーバーなどのインフラ、使用ツール類、CMS 等) は、必要に応じて最新版へのアップデートを実施すること。脆弱性や不具合など、緊急性の高いものについては、速やかに財団に共有し、指示を仰ぐこと。なお、アップデートを実施した際は財団へ報告すること。
- ケ 受託者は、TTC 運営が正常に行われるために、全てのサーバー保守、データバックアップ、モニタリング等の管理を行うこと。本契約の実施に関するサーバーの設置及び TTC の運営、ソフトウェアの調達・開発、開発・運用期間中のライセンス契約及び契約期間内のランニングコスト、ハードウェアの調達・設置・調整、運用支援、ドキュメントの作成等の一切の経費は本契約に含まれる。
- コ TTC 運営に使用するシステム (OS、ウイルス対策ソフト、CMS 等) は、セキュリティを考慮し、基本的に有償 (商用)、またウェブブラウザのみで利用できるものを使用すること。

(6) 事務局運営

- ア TTC 利用登録申請に対する審査対応を行い、月 2～4 回程度、財団に申請状況を報告すること。対応言語は英語及び日本語とし、日本国内で対応を完結できる体制を整えること。事務局で判断できない申請があった場合は都度財団に確認を行うこと。審査方法については正確且つ迅速に行えるよう、財団と相談の上必要な改善を行うこと。
- イ 都内事業者・現地事業者からの問い合わせ対応及び TTC の運営にあたり国内外の観光関連事業者へメール配信を行う場合の対応を行うこと。
- ウ 「このサイトに関するご意見・ご要望」を取りまとめ、財団に報告すること。(ご意見・ご要望への返信対応は不要とする。)
- エ 都及び財団が別途オンラインイベントを実施する際に TTC 利用方法に関する質問が生じた場合は適宜対応すること。
- オ 都及び財団と会議を行う際の議事録を作成すること。
- カ 次年度以降、契約満了又は契約解除となる場合、財団が次年度以降新たに契約する同業務の受託事業者への円滑な業務移行が可能になるよう、引継ぎマニュアルを整備の上、引継ぎ作業を行うこと。また、汎用性のあるシステムを構築するとともに、権利関係の問題や引継ぎにあたっての費用等は本委託費に含める。
- キ 年間を通じて、取引のある都内事業者各社への紹介や、すでにアカウントのある都内事業者へ内容の充実を促すなどの TTC 登録促進活動に努めること。

(7) 報告

- ア PV 数・登録者数について四半期ごとにまとめ、財団に報告を行うこと。また増減の分析結果については年度末の報告書にも盛り込むこと。
- イ TTC 登録促進のため実施した広告の成果を盛り込むこと。
- ウ 提出する年度末報告書等の形式については、下記 (ア) (イ) に従うこと。

(ア)業務完了届

別紙 3 「委託完了届」を提出すること。

(イ)納品物

I. 実施報告書

A4 版縦、横書きカラーで作成し、電子データ (PDF) を納品すること。

- ・上記 6 (3) オンラインイベント等の実施の成果については、イベントごとに参加者数等、数値をまとめ、分析結果についても記載すること。
- ・TTC 登録促進のため実施した広告の成果を盛り込むこと。

II. TTC のウェブサイトデータ

契約満了もしくは契約解除となる場合は、ウェブサイトの運用管理に必要な全ての情報をまとめたデータを提出の上、個人情報については削除すること。個

個人情報取り扱いの詳細については「個人情報に関する特記仕様」

(https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyo_0122.doc) を参照のこと。

内容：サイト設計書、システム仕様設計書、セキュリティ対策、次年度以降の運営事業者用作業マニュアル等

Ⅲ. その他、本事業で制作を行ったもの

上記6(3)「オンラインイベント等の実施」にて制作した映像については、アーカイブ化を前提としたデータ形式で映像データを納品すること。

※サムネイル画像は、16:9(横:縦)の比率で、長辺1000px以上のJPEGまたはPNG画像とする。サムネイル画像を上記映像データに設定するとともに、別途納品すること。

7 支払方法

受託者への支払は、委託完了後の財団担当者による検査終了後、受託者からの支払請求書に基づき30日以内に委託料を一括で支払うものとする。

8 物品の所有権

受託者が、財団が支払う委託料から業務に必要な物品を調達した場合、残存物品は契約期間の満了に伴い、その所有権は、財団に帰属する。

9 個人情報の保護等

(1)「東京都個人情報取扱事務要綱」(※1)及び「保有個人情報の安全管理に関する基準イメージ」(※2)を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様」(※3)に定められた事項を遵守すること。

(※1)

https://www.johokokai.metro.tokyo.lg.jp/kojinjoho/gaiyo/documents/20230401_jimutoriyokou.pdf

(※2)

https://www.johokokai.metro.tokyo.lg.jp/kojinjoho/gaiyo/documents/20230401_annzenkannriki_junimeji.pdf

(※3)

https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyo_0122.doc

(2)「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観光財団サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、サイバーセキュリティの確保に取り組むこと。

また、委託業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、委託業務の実施に当たって以下の事項を遵守しなければならない。

ア アクセスを許可する情報に係る事項

受託者は、アクセスを許可する情報の種類と範囲、アクセス方法について、業務着手前に財団から承認を得ること。

イ システム要件に係る事項

受託者は本委託業務に係るシステム及びネットワークの保守に必要な不正プログラム対策、不正アクセス対策等を行うものとし、使用するソフトウェア（OS、ミドルウェア、データベース、ウィルス対策ソフト等）は、委託期間において、常に最新のセキュリティパッチを適用すること。

(3) 本件において取り扱う個人情報について、特に以下の事項に留意すること。

ア TTC 等を通じて得たもので、申請またはログインされたユーザーの氏名/連絡先/メールアドレス/プロフィールなど。

イ 当財団職員を含め、本事業の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレス など。

ウ 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（顧客番号/IP アドレスなど）も同システムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。

(4) 本事業の遂行にあたり以下 10 により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が当事業における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様書」にある事項を遵守させること。また、以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。

ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証

イ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証

10 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

11 秘密の保持

受託者は、第 10 により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

第 10 により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

12 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

1.3 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 受託者は、納入物のうち本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作権者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ財団の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) (1)の規定は、受託者の従業員、第10の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作権者人格権が帰属する場合にも適用する。
- (3) (1)及び(2)の規定については、財団が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続する。
- (4) 受託者は、納入物に係る著作権法第2章第3節第3款に規定する権利（以下「著作権」という。）を、財団に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で受託者が本契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を財団に許諾するものとし、財団は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、財団はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- (5) (4)は、著作権法第27条及び第28条に規定する権利の譲渡も含む。
- (6) 本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。
- (7) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、財団の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用を持って処理するものとする。

1.4 契約更新

本委託業務にかかる契約は、受託者が良好な履行を行ったと財団が判断する場合、受託者との合意のもと1年間を単位として最大2回まで本契約を更新することができる。

更新を検討するにあたって財団において評価会を実施するため、別途業務報告書を提出すること。更新後の業務内容・規模については、本委託業務に係る契約期間内に別途提示する。

契約更新にあたっては、該当年度における東京都予算が東京都議会において委託契

約前に可決・成立するとともに、財団収支予算が財団評議員会で承認された場合において、確定するものとする。

1.5 その他

- (1) 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (2) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
- (3) 本仕様書に定める委託内容の最終的な履行にあたっては財団と協議のもと進めること。
- (4) その他手配条件が変更となることがある。その場合、両者協議の上、変更する。
- (5) 侵害時の対応は以下のとおりとする。
 - ア 緊急時対応体制の整備
情報セキュリティに関する事故や情報資産に対する侵害が発生した場合は、別に定める緊急体制に従って対応すること。
 - イ 緊急時対応体制の内容
別に定める緊急体制に従い、連絡を行うと同時に、迅速に適切な対処を施すこと。
 - ウ 緊急時対応体制の見直し
契約開始後及び担当者の変更等、見直しが必要な要件が発生した場合は、緊急体制の見直しを行うこと。
- (6) 財団からの情報セキュリティに関する調査等の求めに応じて、以下のとおり対応すること。
 - ア 調査依頼への協力
財団から依頼する情報セキュリティに関する調査依頼に対して全面的に協力すること。
 - イ 調査実施後の指摘事項の対応
指摘事項のあった場合は、その重要度に応じて、優先順位の指定のある場合はそれに従い、対応方法を検討し、必要な措置をとること。
- (7) 契約金額には 「6 委託内容（1）及び（6）カ」に関する費用が含まれるものとする。
- (8) 天変地異、政治状況の劇的な変化により、本事業を中止する場合がある。
- (9) 本委託契約は、令和6年度東京都予算が東京都議会において委託契約前に可決・成立し、令和6年度財団収支予算が令和6年3月31日までに財団評議員会で承認された場合において、令和6年4月1日に確定するものとする。

連絡先：公益財団法人東京観光財団 観光事業部 電 話：03-5579-2680
--